資料２

いじめ・不登校児童生徒への対応について

１　本町におけるいじめの状況

＜いじめの定義＞

心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

●いじめに関するアンケート結果の推移

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
嫌な思いをした（いじめられた）ことがある（単位：件）	小学生	542	543	541	528	430
	中学生	79	70	45	56	52
	計	621	613	586	584	482
嫌な思い（いじめ）は今でも続いている（単位：件）	小学生	195	184	189	225	167
	中学生	22	27	13	20	22
	計	217	211	202	245	189
いじめはどんな理由があっても許されない（単位：%）	小学生	83.5	86.8	86.8	85.3	83.3
	中学生	77.1	79.1	82.1	82.3	80.5
	計	81.0	84.1	85.1	84.2	82.3

「嫌な思いの内容」

小学校

・冷やかし、からかい、悪口を言われる。（32.5%）
・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる。（17.4%）
・仲間外れ、無視される。（15.7%）

中学校

・冷やかし、からかい、悪口を言われる。（44.0%）
・仲間外れ、無視される。（17.0%）

２　本町における不登校の状況

＜不登校の定義＞

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由等による者を除いたもの。

●不登校の児童生徒数の推移　（単位：人）

項目		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校児童生徒数	小学生	28	31	36	50	53
	中学生	63	75	112	133	134
	計	91	106	148	183	187
上記のうち、教育支援センター（ふれあい教室）通級者数	小学生	2	0	5	9	9
	中学生	10	11	24	31	34
	計	12	11	29	40	43

※令和5年度：令和5年12月末時点

「不登校の要因」

本人の無気力や不安、生活リズムの乱れのほか、親子関係や友人関係、学業不振など様々であり、こうしたいくつかの要因が複合的に重なっている場合も多いと考える。

３　いじめ・不登校未然防止等の取組

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識を持ち、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」という理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要です。

また、未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応が求められ、学校、家庭が一体となって児童生徒を見守り、ささいな変化に気づくことが重要です。

不登校は、原因を解決することが難しい場合が多いことから、特定の状況下で起こるのではなく、「どの子どもにも起こりうる」と捉え、未然防止に向けて児童生徒の自己有用感を高め、児童生徒一人一人の居場所のある学校づくりが必要です。

また、登校や学級復帰のみを支援の目標とせず、児童生徒個々の状況に応じた支援を行い、社会的自立を目指すことも求められています。

◆教育委員会の主な取組

①　学校に対する支援や相談体制の充実

スクールカウンセラー、心の教室相談員、学校教育相談員のほか、電話等による相談の実施

②　いじめ・不登校の未然防止や根絶を図るため、アンケート調査や心理検査等を実施

児童生徒を対象とした「いじめアンケート」、ハイパーＱＵの実施及び結果分析

③　教育支援センターによる不登校対策

ふれあい教室　・・・・・・・・・・字東音更西２線25番地（旧南中士幌小学校）

ふれあい柳町教室「ほっと」・・・柳町仲区12番地（旧教員住宅）

R5.12月末利用者数 43名（小学生 9名　中学生 34名）

④　「音更町いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ・不登校の防止等の取組

いじめの積極的認知「いじめ見逃しゼロ」の徹底、警察等関係機関との連携による事案への対応

⑤　「音更町いじめ問題等対策委員会」による状況の把握及びいじめ防止啓発等の推進

いじめの実態把握等を目的に年２回開催（いじめアンケートの結果分析）

◆学校の主な取組

①　「学校いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期解消の取組

学校の取組を入学式、学級懇談等を利用し保護者に周知

②　教育相談体制の充実と教育相談の実施

年複数回の教育相談の実施及び養護教諭等との情報共有

③　道徳の時間などにおいて、共感的な関係を深め、体験的な活動の充実

いじめ、偏見、誹謗中傷を生まない「心の教育」の実施

④　児童生徒個々の状況に応じた対応

別室登校、家庭でのオンライン学習等